

## 地域社会福祉増進寄与（研究・研修、団体）活動助成募集要領

### 1 はじめに

光之村は、一人ひとりに質の高い福祉サービスを提供することを命題として、「(研究・研修、団体) 助成事業」への助成を平成 12 年度より実施してきました。

現在では、高齢化の急な進展に伴い介護制度の充実が求められ、また、障害者向けには障害者総合支援が新法施行のもとに推進されています。また、「子どもの貧困」の問題など新しい課題も出てきています。それぞれの現場では、様々な課題を抱えながら、日々ご尽力されていることと思います。光之村は、これまで同様みなさまの助成成果を支援し、地域社会福祉の増進に寄与する次の事業を助成支援します。

- A 福祉人材育成を支援する事業
  - B 障害者等施設の団体活動を支援する事業
- の 2 つに分けて事業を募集します。

### 2 助成の対象

(1) A 事業の助成対象は、主に神奈川県内を拠点とし、次の活動分野で直接に携わっている職員、またはそれに継続的に係る者の人材育成事業であり、年間 5 回以上の定期的な会合、集会をもって自主的な活動を行っている非営利のグループとします。

(2) B 事業の助成対象は、地域福祉の増進に係る先駆的な活動を進めている団体とします。

ともに、過去に当法人から助成を受けたグループも受け付けます。

### 3 活動の分野

- (1) 障害者福祉
- (2) 高齢者福祉
- (3) 生活困窮者福祉

### 4 助成の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの定期的な活動について助成します。

### 5 助成の金額

A 事業 : 1 グループ 10 万円を限度（事業費の 80%以内）に助成します。

B 事業 : 1 団体 5 万円を限度（事業費の 80%以内）に助成します。

ただし、物品の購入にあてる事業は対象外です。

6 申請に必要な提出書類・・・(当法人ホームページからダウンロードしてください)

(1) 申請書

(2) 添付書類

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 定款又は会則等 (参考あり、B事業のみ)
- ④ 団体予算・決算関係書類
- ⑤ その他

・会報やチラシ、報告書、新聞記事などがありましたら、その中から活動の内容がわかりやすく伝わる資料を選んで添付してください。

◎【当法人のホームページアドレス】

<http://chigasaki-hikarinomura.jimdo.com/>

※検索サイトで「光之村」を入力するとヒットします。

※ダウンロードできない場合はご連絡下さい。様式を送付いたします。

7 締 切

平成30年11月30日(金) 必着で郵送してください。

宛先 〒253-0052 茅ヶ崎市幸町19-23

一般財団法人 光之村 助成係宛

8 助成の決定

助成の決定は、外部委員も含めた委員会で審議選考のうえ、一般財団法人光之村で行います。

助成が決定した団体には通知をします。

9 報告等

(1) 事業が終了したら完了報告書(決算報告)も提出していただきます。

(2) 成果報告会にて発表原稿を作成し発表していただきます。

10 問い合わせ先

〒253-0052 茅ヶ崎市幸町19-23

一般財団法人 光之村 福祉助成担当 大塩

【TEL 0467-58-9134 (FAXも同じ)】